

新旧対照表(新)

| | |
|-----------------------------------------|----|
| 3.8 管の防護措置 | 49 |
| 3.9 給水管の明示 | 55 |
| 4 修繕工事 | |
| 4.1 修繕工事 | 59 |
| 5 別記様式 | |
| 様式 1 配水管水圧測定依頼書【3階建物直結給水に係る依頼】 | 67 |
| 様式 2 配水管水圧測定結果【3階建物直結給水に係る回答】 | 68 |
| 様式 3 直結給水用増圧装置設置条件承諾書 | 69 |
| 様式 4 既設装置調査報告書【既存の給水管使用に係る調査報告】 | 70 |
| 様式 5 私設消火栓等設置申請書【開発行為に係る消防施設設置】 | 71 |
| 【給水工事に係る関連様式】 | |
| 様式 6 私有地内給水管埋設承認願 | 72 |
| 【給水管の埋設場所が第三者の所有地(私道を除く)に埋設する場合】 | |
| 削除 | |
| 削除 | |
| 削除 | |
| 様式 9 誓約書 | 73 |
| 【未使用の給水管における漏水修理等、維持管理に係る申請者の責務】 | |
| 様式10 誓約書 | 74 |
| 【二世帯住宅における 13mm の量水器使用に係る申請者の責務】 | |
| 様式11 誓約書 | 75 |
| 【臨時給水栓の使用に係る申請者の責務】 | |
| 様式12 念書 | 76 |
| 【工事(建築等の用途)用水としての使用に係る申請者の責務】 | |
| 様式13 誓約書 | 77 |
| 【私有地の共用給水管埋設に係る申請者の責務】 | |
| 様式14 チェックリスト | 78 |
| 【直結給水増圧装置の設置に係わるチェックリスト】 | |
| 様式15 誓約書 | 79 |
| 【私有地内における私設消火栓等消防施設の取扱い】 | |
| 削除 | |
| 様式 16 私道敷内配水管・給水管埋設通知確認書 | 80 |
| 【配水管・給水管を第三者の所有する私道に埋設する場合】 | |
| 様式 16-1 私道敷内配水管・給水管埋設通知書 | 81 |
| 【配水管・給水管を第三者の所有する私道に埋設の際所有者への通知】 | |
| 新民法 213 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項とは..... | 82 |

新旧対照表(旧)

| | |
|-------------------------------------------------------------|----|
| 3.8 管の防護措置 | 49 |
| 3.9 給水管の明示 | 55 |
| 4 修繕工事 | |
| 4.1 修繕工事 | 59 |
| 5 別記様式 | |
| 様式 1 配水管水圧測定依頼書【3階建物直結給水に係る依頼】 | 67 |
| 様式 2 配水管水圧測定結果【3階建物直結給水に係る回答】 | 68 |
| 様式 3 直結給水用増圧装置設置条件承諾書 | 69 |
| 様式 4 既設装置調査報告書【既存の給水管使用に係る調査報告】 | 70 |
| 様式 5 私設消火栓等設置申請書【開発行為に係る消防施設設置】 | 71 |
| 【給水工事に係る関連様式】 | |
| 様式 6 私有地内給水管埋設承認願 | 72 |
| 【給水管の埋設場所が第三者の所有地(私道を除く)に埋設する場合】 | |
| 様式 7 私道敷内給水管埋設承諾書 | 73 |
| 【給水管の埋設場所が第三者の所有する私道に埋設する場合】 | |
| 様式 7-1 私道敷内配水管埋設承諾書 | 74 |
| 【配水管の埋設場所が第三者の所有する私道に埋設する場合】 | |
| 様式 8 誓約書 | 75 |
| 【私道敷内給水管埋設に係る共有名義の土地所有者のうち承諾を得られない土地がある場合における申請者の責務】 | |
| 様式 9 誓約書 | 76 |
| 【未使用の給水管における漏水修理等、維持管理に係る申請者の責務】 | |
| 様式10 誓約書 | 77 |
| 【二世帯住宅における 13mm の量水器使用に係る申請者の責務】 | |
| 様式11 誓約書 | 78 |
| 【臨時給水栓の使用に係る申請者の責務】 | |
| 様式12 念書 | 79 |
| 【工事(建築等の用途)用水としての使用に係る申請者の責務】 | |
| 様式13 誓約書 | 80 |
| 【私有地の共用給水管埋設に係る申請者の責務】 | |
| 様式14 チェックリスト | 81 |
| 【直結給水増圧装置の設置に係わるチェックリスト】 | |
| 様式15 誓約書 | 82 |
| 【私有地内における私設消火栓等消防施設の取扱い】 | |
| 給水工事に係る権利関係調書の判定基準 | 83 |
| 【私道敷内給水管(配水管)の埋設承諾に係る権利関係の確認基準】 | |

2 設計

2.1 基本原則

給水装置工事の設計は、調査、図面及び関係書類の作成をいい、この作業における基本原則は次のとおりとする。

- 1 給水装置工事の申請者（以下「申請者」という。）が必要とする水量（以下「所要水量」という。）を確保できる装置であること。
- 2 水質について、全く汚染のおそれがないこと。
- 3 使用に便利で、維持管理が容易であること。
- 4 配水管及び他の給水装置に対して、水量・水圧等悪影響を及ぼさないこと。

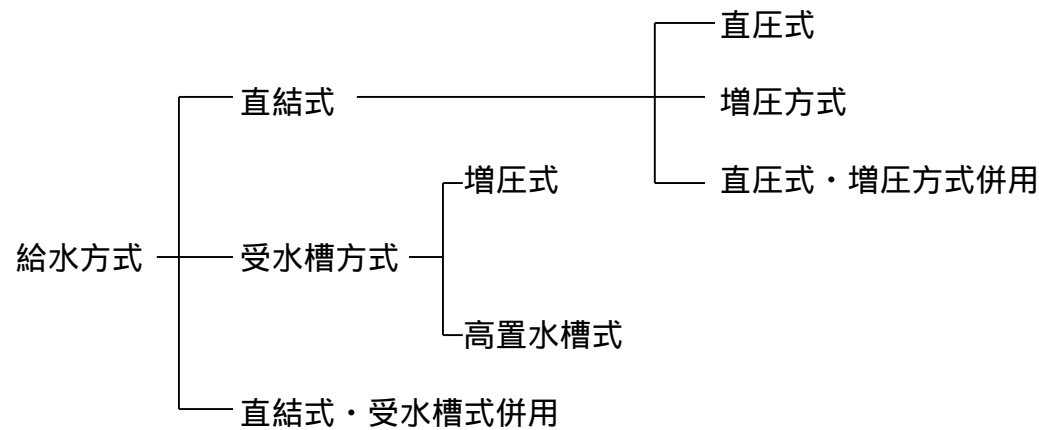
2.2 調査

給水装置工事の設計における調査項目は、次のとおりとする。

- 1 所要水量、所要水圧、使用目的、建築物の構造及び給水装置の規模。
- 2 配水管から分岐する場合は、当該配水管の埋設状況、年間における一日最大給水量時の水圧及び給水能力並びに他企業地下埋設物(工業用水管、電気・電話線、ガス管、共同井戸配管及び下水道管等)の埋設状況。
- 3 他人の給水管（装置）から分岐しようとする場合は、その配管状況、水圧、給水能力及び当該給水装置所有者からの書面による同意を得る。
- 4 増設工事又は、改造工事の場合は、当該給水装置の配管状況及び所有者の確認。
- 5 給水装置の目的に応じた有効、適切かつ経済的な配管及びその材料並びに給水用具の選定。
- 6 止水栓及び量水器の設置位置並びに屋外配管の布設位置の選定。
- 7 前面道路（公道又は私道の別、掘削占用の可否、舗装構成等）の確認。
- 8 工事場所及び境界（道路との境界及び隣地との境界）の確認及び現地調査。
- 9 **私道敷内に給水装置を設置しようとする場合は、当該土地又は構築物の所有者に書面による通知をするものとする。（私有地内埋設については所有者の承諾）**

2.3 給水方式

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理を考慮して決定する。



2 設計

2.1 基本原則

給水装置工事の設計は、調査、図面及び関係書類の作成をいい、この作業における基本原則は次のとおりとする。

- 1 給水装置工事の申請者（以下「申請者」という。）が必要とする水量（以下「所要水量」という。）を確保できる装置であること。
- 2 水質について、全く汚染のおそれがないこと。
- 3 使用に便利で、維持管理が容易であること。
- 4 配水管及び他の給水装置に対して、水量・水圧等悪影響を及ぼさないこと。

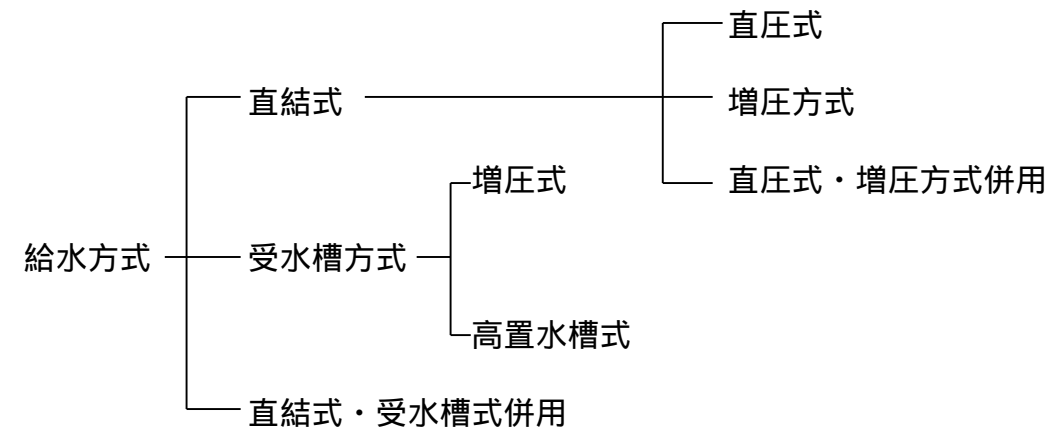
2.2 調査

給水装置工事の設計における調査項目は、次のとおりとする。

- 1 所要水量、所要水圧、使用目的、建築物の構造及び給水装置の規模。
- 2 配水管から分岐する場合は、当該配水管の埋設状況、年間における一日最大給水量時の水圧及び給水能力並びに他企業地下埋設物(工業用水管、電気・電話線、ガス管、共同井戸配管及び下水道管等)の埋設状況。
- 3 他人の給水管（装置）から分岐しようとする場合は、その配管状況、水圧、給水能力及び当該給水装置所有者からの書面による同意を得る。
- 4 増設工事又は、改造工事の場合は、当該給水装置の配管状況及び所有者の確認。
- 5 給水装置の目的に応じた有効、適切かつ経済的な配管及びその材料並びに給水用具の選定。
- 6 止水栓及び量水器の設置位置並びに屋外配管の布設位置の選定。
- 7 前面道路（公道又は私道の別、掘削占用の可否、舗装構成等）の確認。
- 8 工事場所及び境界（道路との境界及び隣地との境界）の確認及び現地調査。
- 9 やむを得ず他人の所有する土地又は構築物に給水装置を設置しようとする場合は、当該所有者からの書面による同意を得るものとする。

2.3 給水方式

給水方式には、直結式、受水槽式及び直結・受水槽併用式があり、その方式は給水高さ、所要水量、使用用途及び維持管理を考慮して決定する。



様式7-1 削除

様式 7 - 1

私道敷内配水管埋設承諾書

私は、私道敷内配水管埋設について、下記のとおり承諾します。

記

以上

- 1 配水管埋設土地の表示(地番：)
(地目： 現況：)
- 2 埋設物件 管種 口径 mm 延長 m
- 3 本承諾書の有効期間は、工事着手から配水管として存続する期間とする。
- 4 配水管として存続する期間は、当該土地の使用用途は道路とし、やむを得ぬ理由により道路以外の使用目的に変更する場合は、貴企業団と協議します。
- 5 当該私道敷内に埋設した配水管は貴企業団の財産とし、維持管理等に伴う水道工事については、異議の申立てはいたしません。
- 6 土地使用料は、無償とする。
- 7 当該土地の所有権を変更する場合は、前各項の義務の一切を譲受人に継承します。

年 月 日

土地所有者 住 所

氏 名

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

*添付書類 公図(地積測量図)、土地登記簿謄本(記載事項証明書)

様式8 削除

様式 8

誓 約 書

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

今般の給水装置工事承認申請に伴う私道敷内給水管埋設に係る対象土地所有者の承諾が得られない土地について、当該私道（土地）所有者及び第三者と問題が生じた場合は、その処理一切を当方で行い、その責任を負うものとします。

記

- 1 給水工事場所
- 2 上記に係る承諾不可となる土地表示
- 3 承諾が得られない理由
- 4 埋設物件（給水管種・口径・延長）

申請者 住 所

氏 名

様式 16

私道敷内配水管・給水管埋設通知確認書

今般の給水装置工事承認申請に伴う私道敷内配水管・給水管埋設について、当該私道（土地）所有者に下記のとおり通知します。

記

- 1 工事目的 上水道配水管・給水管埋設のため
- 2 工事場所 (地番:)
- 3 工事方法 開削工事及び埋戻し工事
- 4 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 配水管・給水管埋設土地の表示 (地番:)
(地目: 現況:)
- 6 埋設物件 配水管 管種 口径 mm 延長 m
給水管 管種 口径 mm 延長 m
- 7 本承諾書の有効期間は、工事着手から配水管・給水管として存続する期間とする。
- 8 配水管・給水管として存続する期間は、当該土地の使用用途は道路とし、やむを得ぬ理由により道路以外の使用目的に変更する場合は、貴企業団と協議します。
- 9 当該私道敷内に埋設した配水管は貴企業団の財産とし、維持管理等に伴う水道工事については、異議の申立てはいたしません。
- 10 土地使用料は、無償とする。
- 11 当該私道（土地）所有者及び第三者と問題が生じた場合は、その処理一切を当方で行いその責任を負うものとします。当企業団はその責任を負いません。
- 12 当該土地の所有権を変更する場合は、前各項の義務の一切を譲受人に継承します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

山武郡市広域水道企業団

企業長 様

*添付書類 公図（地積測量図）、土地登記簿謄本（記載事項証明書）

様式 16-1

私道敷内配水管・給水管埋設通知書

山武郡市広域水道企業団に給水装置工事承認申請（新規上水道加入）に伴い、私道敷内配水管・給水管埋設について、新民法213条の2第1項、第2項、第3項に基づき、当該私道（土地）所有者に下記のとおり通知します。

記

- 1 工事目的 上水道配水管・給水管埋設のため
- 2 工事場所 (地番:)
- 3 工事方法 開削工事及び埋戻し工事
- 4 工事期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 5 配水管・給水管埋設土地の表示 (地番:)
(地目: 現況:)
- 6 埋設物件 配水管 管種 口径 mm 延長 m
給水管 管種 口径 mm 延長 m
- 7 本承諾書の有効期間は、工事着手から配水管・給水管として存続する期間とする。
- 8 配水管・給水管として存続する期間は、当該土地の使用用途は道路とし、やむを得ぬ理由により道路以外の使用目的に変更する場合は、山武郡市広域水道企業団と協議します。
- 9 当該私道敷内に埋設した配水管は山武郡市広域水道企業団の財産とし、維持管理等に伴う水道工事については、異議の申立てはいたしません。
- 10 土地使用料は、無償とする。
- 11 当該私道（土地）所有者及び第三者と問題が生じた場合は、その処理一切を当方でいその責任を負うものとします。山武郡市広域水道企業団はその責任を負いません。
- 12 当該土地の所有権を変更する場合は、前各項の義務の一切を譲受人に継承します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

添付書類 案内図

新規追加

新民法 213 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 3 項とは

1 設備設置権（他の土地にライフラインの設備を設置する権利）の明確化

他の土地に設備を設置しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受けることができない土地の所有者は、必要な範囲内で、他の土地に設備を設置する権利を有することを明文化（新民法 213 条の 2 第 1 項）

2 設備使用权（他人が所有するライフラインの設備を使用する権利）の明確化

他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付引き込むことができない土地の所有者は、必要な範囲内で、他人の所有する設備を使用する権利を有することを明文化（新民法 213 条の 2 第 1 項）

3 場所・方法の限定

設備の設置・使用の場所・方法は他の土地及び他人の設備のため損害が最も少ないものに限定（新民法 213 条の 2 第 2 項）

4 事前通知の規律の設備

他の土地に設備を設置し又は他人の設備を使用する土地の所有者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地・設備の所有者に通知しなければならない（新民法 213 条の 2 第 3 項）

民法改正と「共有私道ガイドライン」の改訂についてより引用（法務省）

P83 削除

権利関係調書判定基準

私道敷内給水管埋設承諾書（以下、「承諾書」という。）を必要とする給水装置工事承認申請に係る施工の承認は、次の基準で行う。

- 1 当該土地の所有（権利）者を明確に示す関係書類が添付されていること。
* 土地登記簿謄本（登記事項証明書）等
- 2 土地の表示及び所有者名等の記載内容に誤りがないこと。
- 3 対象土地の地権者が複数存在する私道で全地権者の承諾を得ることが困難な場合（承諾書の未提出）は、全地権者の過半数を超える地権者の同意（承諾書の提出）があり、他の地権者における承諾書の提出が不可となる理由が、やむを得ない事情によるものと判断されること。
- 4 土地承諾に関して対象地権者が所在不明等により土地管理者としての実効性の滅失が証明され、現在、当該土地を実質管理していることが証明される者の承諾書が提出された場合。
- 5 土地承諾を得ることが困難（承諾書の未提出）な理由がやむを得ない事情によるものであることが証明され、かつ、公共の福祉の観点から、企業団が当該給水工事の施工承認を必要と判断した場合。